

【書類名】 既納手数料返還請求書

【提出日】 令和 5 年 4 月 1 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願 2 0 1 9 - 4 9 9 9 9 9

【返還請求人】

【識別番号】 3 0 0 0 0 0 0 0 1

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 3

【氏名又は名称】 特許株式会社

【代理人】

【識別番号】 1 0 0 0 0 0 0 0 1

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 5

【弁理士】

【氏名又は名称】 代理一郎

【電話番号】 0 3 - 3 1 2 3 - 4 5 6 7

【返還請求対象書類】

【書類名】 ファイル記録事項記載書類の交付請求書

【提出日】 令和 5 年 1 月 1 日

【納付済金額】 1 5 0 0

【適正納付金額】 1 3 0 0

【返還請求金額】 2 0 0

【返還金振込先】

【金融機関名】 ○○銀行○○支店

【口座種別】 普通預金

【口座番号】 1 2 3 4 5 6 7

【フリガナ】 ダイリ イチロウ

【口座名義人】 代理 一郎

【提出物件の目録】

【物件名】

〔記載方法〕

- 1 【返還請求人】の欄には、当該返還に係る手数料を納付した者を記載する。
- 2 【返還請求対象書類】の欄の【書類名】及び【提出日】には、特許願、出願審査請求書、手続補正書、出願人名義変更届、期間延長請求書、審判請求書のように返還を請求する手数料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。
- 3 【納付済金額】の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。
- 4 【適正納付金額】の欄には、当該手続書類において適正に納付すべき手数料の額を記載する。ただし、特許法第 18 条の 2 第 1 項の規定による却下処分に係る場合は、【適正納付金額】の欄は設けるには及ばない。
- 5 【返還請求金額】の欄には、返還を請求する手数料の額を記載する。
- 6 【返還金振込先】の欄には、次の要領で返還金を受けるべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載する。【金融機関名】には「〇〇銀行（金庫）〇〇支店」のように、【口座種別】には「普通預金」又は「当座預金」の別を、【口座番号】には「〇〇〇〇〇〇」のように口座の番号を、【フリガナ】には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、【口座名義人】には当該口座の名義人の氏名又は名称をそれぞれ記載する。指定立替納付者による納付においては、【金融機関名】、【口座種別】、【フリガナ】、【口座名義人】及び【口座番号】には「-」のようにハイフンを記載する。
- 7 その他は、様式第 2 の備考 1 から 4 まで、10 から 14 まで、16 から 19 まで及び 22 から 25 まで、様式第 4 の備考 2 及び 4 並びに様式第 73 の備考 3、4、8 及び 9 と同様とする。